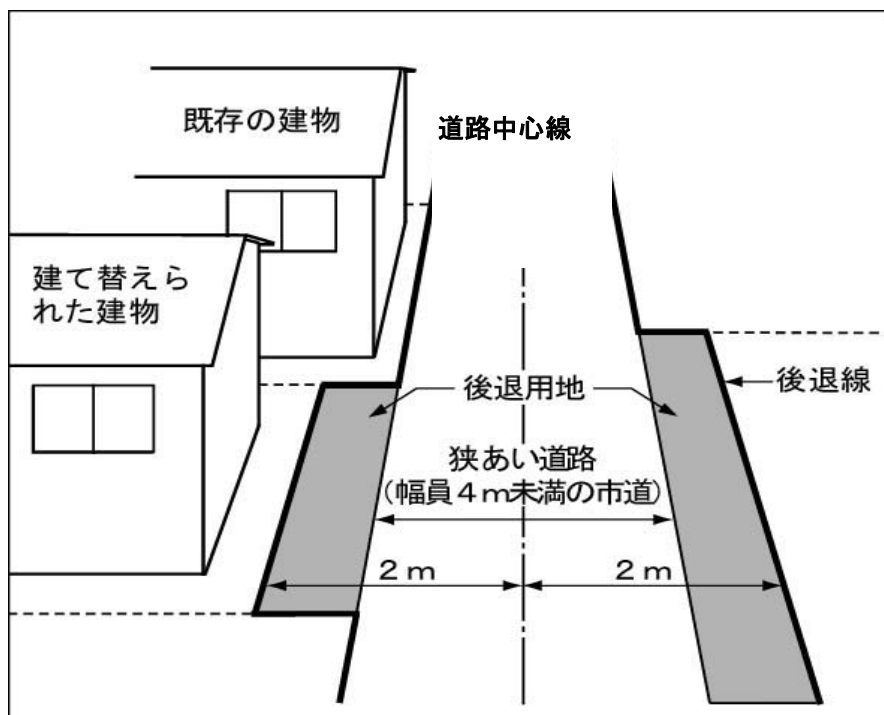


「福岡市狭あい道路拡幅整備事業」ご協力のお願い

～安心・安全のまちづくりは、道づくりからはじめましょう～

福岡市では、4m未満の狭い道を広げていく「福岡市狭あい道路拡幅整備事業」を推進しています。

※対象となる道路は4m未満の市道です。建築基準法では、このような狭い道路に接する敷地に家を建てることはできませんが、狭い道路でもその中心線から2m後退した場合に限っては建築が認められています。なお、後退した用地には建物や門、塀などを造るできません。



(イメージ図)

この事業の利点！

■後退用地を寄付していただける場合

- ①後退用地の道路整備を市が行います。
- ②後退用地の分筆や寄付手続きなどを市が行います。
- ③後退用地内にある門・塀・樹木などの移設、移植について助成金を交付します。

■後退用地の寄付はできないが道路整備をしていただける場合(自主管理)

- ①後退用地の道路整備について助成金を交付します。
- ②後退用地について、道路整備の翌年度から固定資産税・都市計画税が非課税となります。

事前の相談や問い合わせ先

福岡市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課 拡幅推進係
〒810-8624 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4586
福岡市役所4階 FAX:092-733-5584

■ 『福岡市狭あい道路拡幅整備事業』 の手続の流れ

※建築物の建替が伴う場合は、建築確認申請時期や拡幅整備事業の実施時期などのスケジュール調整が必要となります。

